

基本行政法判例演習 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所（初刷）	修正後（2刷）
p7	参照条文1行目 「<河川法>」	→以下に修正 「河川法」
p9	事実本文の下から1行目～次頁1行目 「同年3月29日付で <u>右</u> 建築～」	→以下に修正 「同年3月29日付で <u>上</u> 記建築～」
p84	上から4行目 「(東京都教職員国旗国歌訴訟、」	→以下に修正 「(東京都教職員国旗国歌訴訟〔 <u>取消訴訟</u> 〕、」
p313	関連問題本文10行目 「2020（令和 <u>2</u> ）」	→以下に修正 「2019（令和 <u>1</u> ）」
p346	事実本文5行目 「本件処分の出訴期間経過後」	→以下に修正 「本件処分の <u>取消訴訟</u> の出訴期間経過後」
p364	上から3行目 「東京都国旗国歌訴訟、」	→以下に修正 「東京都 <u>教職員</u> 国旗国歌訴訟〔 <u>予防訴訟</u> 〕、」

頁数	修正箇所（2刷）	修正後（3刷）（未完）
p 34	下から4行目 「建築基準法 65 条」	→以下に修正 「建築基準法 65 条（現 63 条）」
p 51	基本問題の解答本文 1 行目 「理由 <u>掲</u> 示」	→以下に修正 「理由 <u>提</u> 示」
p 225	本文上から 10 行目～次行 「行 <u>う</u> こととしており」	→以下に修正 「行 <u>う</u> と <u>し</u> ており」
p 271	基本問題の解答本文 1 行目 「X <u>ら</u> は」	→以下に修正 「X <u>は</u> 」
p 271	基本問題の解答本文 7 行目 「一般廃棄物 <u>処</u> 理 <u>処</u> 理計画」	→以下に修正 「一般廃棄物 <u>処</u> 理 <u>計</u> 画」

※なお、p160 の 17 行目「個人情報保護法 122 条 1 項」は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号）51 条による改正（2023 年 4 月 1 日施行）により、「個人情報保護法 124 条 1 項」となっている。